

# 群馬県市町村職員共済組合被扶養者認定事務の取扱い基準

被扶養者に関しては、地方公務員等共済組合法第2条第1項第2号にその定義が、同法第55条及び同法施行規程第94条に届出の義務並びに認定の効力が、同法関係運用方針第1章第2条関係第1項第2号に具体的な取扱いの概要がそれぞれ規定されているところであるが、被扶養者の公正、かつ適正な認定及び資格管理を積極的に推進するため、次により事務を取扱うものとする。

## 1 被扶養者の意義

地方公務員等共済組合法における被扶養者とは、一定の範囲内の親族等で『主として組合員の収入により生計を維持している者』である。

この被扶養者が疾病・負傷・出産又は死亡した場合に、組合員の経済上の負担を課すのみならず、精神的な面、その他多くの面においても、組合員に圧迫を加える結果となり、組合員の労働力ひいては生活状態までに影響を及ぼすこととなるため、共済制度の目的からして、このような事故に対して一定の短期給付を行うものである。

## 2 被扶養者の範囲（法第2条第1項第2号、運用方針第1章第2条関係第1項第2号）

組合員の3親等内の親族であって、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。)第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者及び扶養手当は受けていないが「主として組合員の収入により生計を維持している者」であって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるもので次に掲げる者をいう。

- (1) 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。
- (2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で(1)に掲げる者以外の者。
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の父母、子で組合員と同一世帯に属する者。
- (4) (3)に掲げる配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続きその組合員と同一世帯に属する者。
- (5) 前各号に掲げる者のうち、18歳以上60歳未満の者にあつては通常稼働能力を有するものと考えられるので、次に掲げる者で組合員の収入により主として生計を維持しているものをいう。
  - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校並びに監督官庁の許可を受けている学校法人又は各種学校(就学期間1年以上のもの)の学生又は生徒。ただし、定時制課程、夜間課程及び通信制課程の学生等は除く。
  - イ 就労能力を恒久的に喪失した重度障害者。
  - ウ 病気又は負傷のため療養中であり、就労能力を失っている者。
  - エ 育児・介護等のため、就労時間が十分にとれない者。
  - オ 専業主婦(夫)
- (6) 前各号に掲げる者のうち、次に掲げる者にあつては、被扶養者に該当しない。

ア 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない者

イ 日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」又は「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

〈用語の意義〉

(ア) 「子」とは、実子及び養子をいう。

(イ) 「父母」とは、実父母及び養父母をいう。

(ウ) 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。

(エ) 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。

(オ) 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹をいう。

(カ) 「3親等内の親族」とは、別表に掲げる3親等内の血族及び姻族をいう。

(キ) 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。

ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合、若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

(ク) 「日本国内に住所を有するもの」とは、住民票が日本国内にある者をいう。

(ケ) 「日本国内に生活の基礎があると認められるもの」とは、次に掲げる者をいう。

a 外国において留学をする学生

b 外国に赴任する組合員に同行する者

c 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

d 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、bに掲げる者と同等と認められるもの

e 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

### 3 被扶養者として認定されない者

次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。

(1) その者について、当該組合員以外の者が一般職給与法に規定する扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている者。

(2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、その組合員が主たる扶養者でない者。

(3) 他の共済組合の組合員、健康保険及び船員保険等の被保険者である者、あるいは、すでにそれらの被扶養者に認定されている者。（退職後の任意継続も含む）

(4) 雇用保険法に基づく手当の支給を受けている者。（ただし支給額が基準額を下回っている場合はその限りではない）

(5) 後述で説明する給与（年金等を含む。）又は事業による年間収入（所得）が、法の運用方針第2条関係に規定する基準額以上の所得がある者。

#### 4 生計維持関係（政令第3条、運用方針第1章第2条関係第1項第2号）

「主として組合員の収入により生計を維持する」ことの認定に関しては、一般職給与法に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正11年法律第70号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌して行うものとする。

##### (1) 「主として組合員の収入により生計を維持する」とは

被扶養者として認定を行うには、生活の実態等具体的事情を十分勘案し、最も妥当と認められる取扱いをしなければならないが、一定の基礎基準として次により取扱うものとする。

ア 認定対象者が組合員と同一世帯に属する場合には、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の者にあつては180万円未満）であつて、かつ、原則として組合員の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者に該当するものとする。（例外として、認定対象者の年間収入が組合員の年間収入を超えない場合で、組合員が世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときは、被扶養者として認定する。）

また、組合員に現在認定されている被扶養者がいる場合にあつては、認定対象者の年間収入が、130万円未満（認定対象者が障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の者にあつては180万円未満）であつて、組合員の収入による組合員及び被扶養者一人当たり年間生計費より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

イ 認定対象者が組合員と同一世帯に属していない場合には、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の者にあつては180万円未満）であつて、かつ、組合員からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

##### (2) 夫婦共同扶養（組合員が他の者と共同して同一人を扶養する）の場合における被扶養者の認定にあつては、その家計の実態及び社会通念等を総合的に勘案し、次により取扱うものとする。

ア 一般職給与法に規定する扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者として認定するものとする。

イ ア以外の場合には、共同扶養している双方の年間収入が同程度（一割以内）であるときは、被扶養者申告書を提出した組合員の被扶養者として認定されるものとする。

ただし、一般職給与法に規定する扶養親族の要件を満たしている者であっても、当該扶養手当等の支給を受けていない者にあつては、認定できないものとする。

##### (3) 年間所得

被扶養者認定の収入基準額として年間130万円以上（障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の者にあつては180万円以上）の所得がある者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。

所得年額とは、次に掲げる所得の合計年額で非課税所得（障害年金、遺族年金等）も含まれる。

また、所得税法上の課税対象所得をさすものではなく、その者の恒常的な所得の現況により算定される収入の総額（事業所得等にあつては、所得を得るための、修理費、管理費、役務費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除して得た額を所得とする。）である。

したがって、地方公務員等共済組合法運用方針でいう「所得」は、いわゆる「収入」のことであり、扶養の事実が発生したときから将来に向かって恒常的に得られることが見込まれる年収入をいうものであり、暦年又は年度によって期間を限定して得られた収入ではないものである。

ア 給与所得（給料、賞与、手当、賃金）・雑所得（恩給、年金等）

勤務開始日（恒常的収入が変化した日）より1年間の恒常的な収入の総所得推計額（保険料等を控除する前のいわゆる総収入額）をいう。

(ア) 月額の場合

$(\text{月額} \times 12 \text{月}) + \text{賞与等の年間推計額}$

(イ) 日額の場合

$(\text{日額} \times 1 \text{カ月の勤務日数} \times 12 \text{月}) + \text{賞与等の年間推計額}$

(ウ) 時間給の場合

$(\text{時間給} \times 1 \text{日の勤務時間} \times 1 \text{カ月の勤務日数} \times 12 \text{月}) + \text{賞与等の年間推計額}$

(エ) 恩給、年金等の場合

支給開始後向こう1年間の実支給額をいう。

イ 事業所得（農業、商業、製造業、その他の事業から生ずるもの）

ウ 利子所得、配当所得（預貯金利子、株式配当金、有価証券利息等）

エ 不動産所得（土地、家屋の賃貸等による収入等）

オ その他の所得（社会保険各法に基づく休業給付金等）

カ 組合において、前各号に準ずる所得と認定した収入（個人年金等）

## 5 認定の効力と消滅

- (1) 新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合には、その者が組合員となった日から、また組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その事実が生じた日からそれぞれ効力を生じる。

ただし、組合員となった日又はその「事実の生じた日」から30日以内に被扶養者申告がなされない場合には、その申告を受理した日から認定の効力を生じるものとする。

「事実の生じた日」とは、

ア 新たに組合員となったときは、組合員となった日。

イ 出生のときは、出生の日。

ウ 婚姻したときは、婚姻の届のいかににかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情が生じた日。

エ 配偶者等が会社等を退職し、被扶養者の要件を満たすこととなったときは、その退職した日の翌日。

オ 同居により扶養事実が生じたときは、その同居した日。

- (2) 被扶養者の資格は、その要件を「欠くに至った日」から消滅する。

「被扶養者の要件を欠くに至った日」とは、

ア 死亡したときは、死亡した日の翌日。

イ 離婚によるときは、事実上婚姻関係がなくなり生計関係を共にしないこととなった日。

ウ 恩給・年金又は扶助料等を受けることとなったとき又は年金改定により収入基準額以上となったときは、年金受給者が当該年金等に係る裁定通知書あるいは改定通知書を受領した日。

エ 就職により他の保険制度の被保険者となったときは、就職した日。

オ パート及び臨時職員等により給与収入があるときは、その恒常的収入が収入基準額以上となる日。

カ 失業給付金及び傷病手当金等を受けることとなったことにより収入基準額以上となったときは、その受給開始日。

キ 同居を条件とする被扶養者が別居したときは、その別居した日。

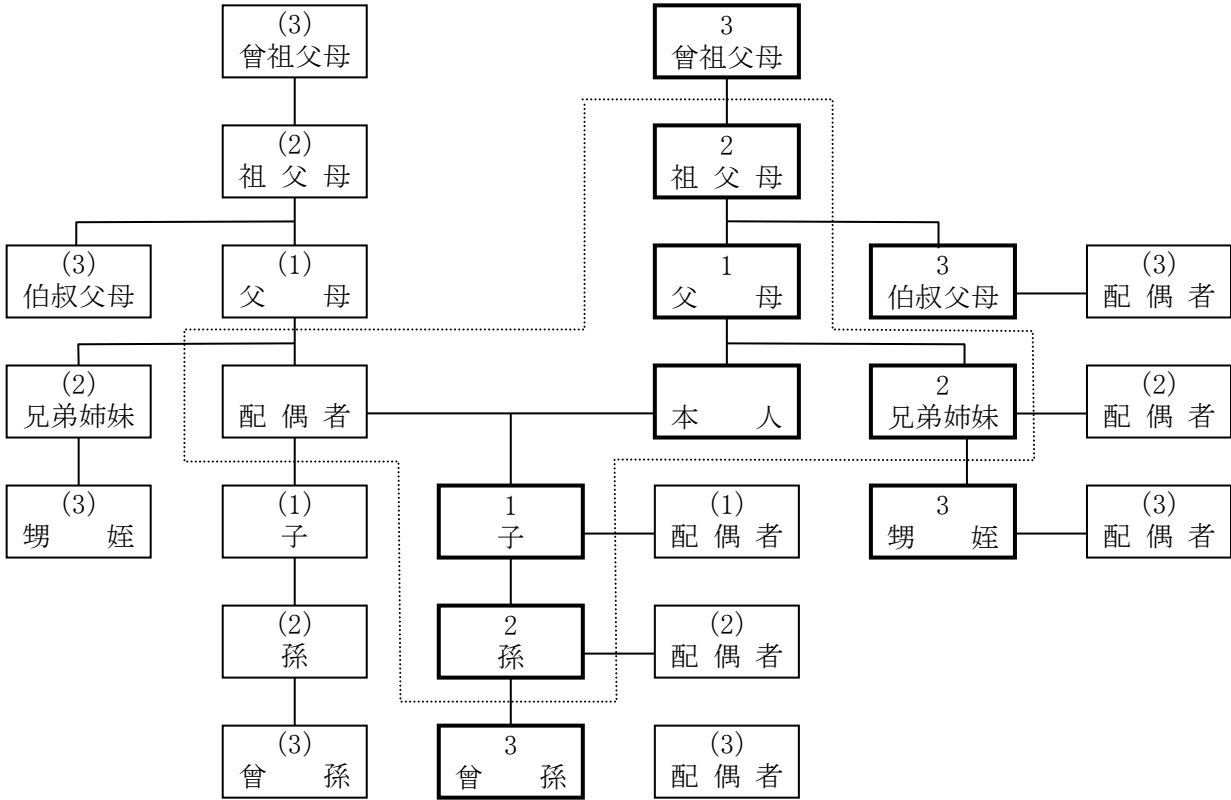
- (3) 組合は、すでに被扶養者として認定されている者について、被扶養者実態調査等により被扶養者としてその要件を具備していないことが判明した場合、その要件を欠くに至った日まで遡って認定の取消をするものとする。これにより医療費等の返還が生じたときは、組合員に請求するものとする。

## 6 その他の事項

この取扱い基準に定めるもののほか、被扶養者の認定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別 表

扶養親族の範囲



- (注) 1   は血族を表わし、  は姻族を表わす。  
 2 点線内以外の被扶養者は、同一世帯に属することが条件となる。  
 3 続柄上部の 1、2、3 は血族の親等を示し、(1)、(2)、(3) は姻族の親等を示す。